

# くらし Network ネットワーク

## 人のうごき

昨年11月16日～12月15日に確認できた方  
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生	父	母	町内会
生まれた子 藤川 英太 藤川 颯太 藤川 乃綾 山田 明莉 早川 煌芽	貴康 貴康 真平 将海 翼	麻美 麻美 麻弥 裕子 舞子	町内会 北町3丁目 北町3丁目 南町1丁目 25区 第26

ご結婚	新郎	新婦	町内会
新郎 佐藤 亮	新婦 渡邊 あゆみ		町内会 11区

おくやみ	亡き人	歳	届出人	町内会
高山 茂良 若松 ハツエ 中川 繁男 山本 萬里子 佐々木 徳次	82歳 91歳 87歳 89歳 85歳	高山 悦子 若松 金一 中川 和子 工藤 和博 佐々木ヒデ子	町内会 第30区 西区 6東区 23区 東町2丁目	

人口・世帯数 昨年11月末日現在	
人口	8,324人 (前月比+ 4人)
男	3,849人 (前月比+ 4人)
女	4,475人 (前月比± 0人)
世帯数	3,874戸 (前月比+ 8戸)
出生	7人
死亡	6人
転入	35人
転出	33人
その他	1人

夜間納税と相談の日  
**1月15日(月)**

毎月1回  
後5時15分～後8時

税務課収納室/役場1階税務課(4番窓口)

無料法律相談  
**1月26日(金)**  
後1時～後5時

森山大樹法律事務所(東町会館2階、完全予約)  
予約は19日(金)まで(役場企画総務課総務室)

## 税務課から

課税のことは課税室 ☎内線123、124、納付の相談は収納室 ☎内線121、122

## 1月31日は町税第4期の納期限です

町税(町道民税、固定資産税)の第4期分の納期限は1月31日(水)です。口座振替を利用している方は、指定口座の残高確認をお願いします。

納付が遅れると督促状を送付し、滞納が続くと財産調査や給料、預金などの差し押さえ、不動産、動産の公売など滞納処分を行う場合もありますので留意願います。特別な事情で納期限までに納付困難な場合は必ず納付相談してください。

町税は、町の根幹となる大切な自主財源です。税の公平な負担、

貴重な自主財源確保のため、期限内の納付をお願いします。

### ▼延滞金の発生にご注意

税金、料金の納付が遅れると、納期限の翌日から納付した日までの日数と滞納額に応じて、一定割合で延滞金を賦課します。

納期限内に納付した方との実質的な負担の公平と期限内納付の促進を図るために設けています。

▼口座振替をご利用ください  
納め忘れを防ぐことができます。指定できる金融機関は次のとおりです。

東川町農業協同組合、北央信用組合、北海道銀行、北陸銀行、北洋銀行、旭川信用金庫、ゆうちょ銀行、郵便局

## 給与支払報告書の提出は1月31日まで

事業主は平成29年中に支払った

給与の給与支払い報告書を作成し、従業員の方がお住まいの市町村への提出を義務付けられています。

従業員1人につき2枚ずつ、総括表は市町村ごと1枚を作成し、1月31日(水)までに提出してください。

## 償却資産(固定資産税)の申告は1月31日まで

町内で事業を営み土地や家屋以外の事業用償却資産を所有している方は、所有状況の申告が義務付けられています。

平成29年中に事業用償却資産を所有している個人、法人を対象に償却資産申告書を送付しています。1月31日(水)までに申告してください。

同29年中に新たに事業所などを開設した方で、事業用償却資産を所有している場合も申告の対象になります。

なります。

## 確定申告、所得税の納税は3月15日まで

平成29年分の所得税確定申告の受け付けが始まります。

### ▼役場

日時 2月1日(木)～3月15日(木) 午前8時45分～午後5時(土、日・祝日除く)

場所 役場1階第1会議室(正面玄関入ってすぐ左)

### ▼税務署対応

日時 2月16日(金)～3月15日(木) 午前9時～午後4時(土、日・祝日除く)

場所 旭川北洋ビル9階(旭川市4条通9丁目)

その他 折り込みチラシ参照  
お問い合わせ 旭川東税務署 ☎23-6291(自動音声案内)

## 固定資産の異動申告をお忘れなく

固定資産税は毎年1月1日現在で所有している固定資産に課税する税です。平成29年中に所有状況の異動があった場合、家屋の異動申告をしてください。

申告の対象は○家屋(増改築、取り壊した家屋(予定含む))○車庫や物置(床面積10平方メートル以上)○住宅用地(居住用の住宅は税負担軽減の特例措置対象の場合も)です。

## 定住促進課から

届け出は住民室 ☎内線111

## 20歳になったら国民年金

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入し、老後、病気や事故で障害を負った場合にあなたの生活の公的な基礎的保険となる国民年金保険の第1